



羽の情報便

法人税の中間申告と消費税の中間納税

つつい忘れがちですが、法人税・法人地方税の中間申告や消費税の中間納税などがあります。

■法人税・法人地方税の中間申告制度

法人税、法人地方税には、中間申告制度があり、1年間の決算を前提として、その事業年度の開始日以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に申告・納付の手続きをしなければなりません。その計算方式は以下の2種類から選択することができますが、申告の義務が生じた法人には、税務署から「前年度実績方式」(下図の上段)に準じた中間申告額が印刷された申告書と納付書があらかじめ送付されますので、これに従って処理するのが実務上一般的です。

しかし、前期に利益が予想以上出たが今期は赤字になっているような場合は、一時的な税務負担を軽減するために「仮計算方式」(下図の下段)による中間申告を行うことも可能です。

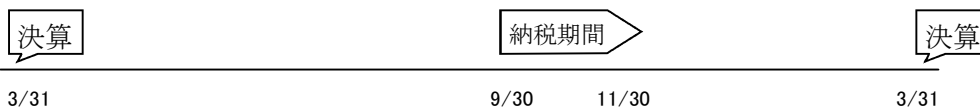
なお、新設法人の第一期事業年度や算出金額が10万円以下の場合には、当期の中間申告は不要になります。

前年度実績方式	今期の実績にかかわらず、以下の算式により、税額を概算計算する。 算出金額が10万円超の場合が中間申告の判定基準となる。 $\text{前期の確定申告にかかる法人税額} \times \frac{6}{\text{前事業年度月数}}$
仮計算方式	その事業年度の開始日から6ヶ月間を一つの事業年度とみなして、確定決算と同様の手続きによって所得計算を行い、その税額を計算する。

■消費税の中間納税

消費税にも中間納税制度がありますが、こちらの方は前年度の納税実績によってパターンが異なります。下図は48万円超400万円以下の法人の例ですが、400万円超4,800万円以下に該当すると年3回の納税となりますので注意が必要です。

<前年度の納税額が48万円超400万円以下の法人>



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

この度、裁判員に選ばれました。その際、日当がもらえるそうですが、税金はどのように処理すればよいでしょうか？

裁判員の日当は、「雑所得」に該当します。ですから、受け取った日当から裁判所へ行くための交通費や宿泊費などを必要経費として差し引き、差額を雑所得として申告することになります。

サラリーマンの場合は、年間の給与収入額が二千万円以下で、かつ給与所得および退職所得以外の所得（雑所得など）の合計額が二十万以下となっている場合は、確定申告をする必要がありません。この条件に当てはまる人については、実質税金がかからないこととなります。



税金まめ知識（第23回） 地方税

法人の所得にかかる税金は、**法人税**以外に**法人住民税**と**法人事業税**という地方税があります。

そもそも税金の分類として、国税と地方税があります。地方税には、**道府県税**と**市町村税**とに分けられます。

国税を取り扱うのは税務署ですが、道府県税は、県税事務所や府税事務所で、市町村税は、市役所や町役場になります。税金によるサービス提供者が異なっているため当然、窓口も異なっています。

■法人住民税とは

法人住民税とは、「法人道府県民税」と「法人市町村民税」の総称のことです。都道府県や市区町村に事務所や事業所があると、法人住民税が課税されます。

これらは、いずれも**法人税割**と呼ばれる部分と、**均等割**と呼ばれる部分から構成されています。

法人税割とは、法人税と同様に、法人所得に対する税金です。この税額の計算は、法人税額に一定の税額をかけて算出しますので赤字の場合は課税されません。また、均等割は、法人の従業員数および資本金額から計算されており、法人の規模により赤字であっても一定額が課税される仕組みです。

東京都23区の場合は、道府県民税と市町村民税という区別はなく、両方を合わせた**都民税**として課税されます。

■法人事業税とは

法人事業税とは、事業者が収益活動を行うときに利用する行政サービスの対価としての意味合いがあり、法人の所得金額または収入金額に対して課税されます。

法人事業税も法人住民税と同様、法人所得に対して事業税率を掛けて税額が決定しますが、この税率は、**累進税率**という所得が少なければ税率が低く、所得が多ければ税率が重くなる仕組みになっています。



5月の税務カレンダー

市区町村で条例で定める日
自動車税の納付



5月11日（月）

4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



6月1日（月）

3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット!～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例11： クリーニング店（年間 64.1%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	277,863円/年	年間の電気料	99,699円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で **178,164円** 10年間で **1,781,640円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？

■「交番」と「派出所」と「駐在所」

平成6年までは、派出所が正式名称で俗称が交番でしたが、警察法改正で交番が正式名称になった。従って交番と派出所は同じものを指します。駐在所は、交番が交代で複数の警官が任務につくの 비해、一人の警官で24時間対処できるように交番と住居を兼ねたもの。人口の少ない地域に置かれる。

■「新米」と「古米」

1995年11月に施行された食糧法で11月1日から翌年10月30日までを米穀年度と定め、生産された年の翌米穀年度中までに供給されるものを新米と呼び、翌米穀年度を過ぎて供給されるものは古米となる。

■「霧」と「もや」

どちらも水蒸気が温度が下がり露点に達して小さな水粒となって空中に浮遊している状態で同じものだが、違いは1km先のものが見えないものを「霧」、1km以上見えるものを「もや」と区別している。

■「WHISKY」と「WHISKEY」

どちらもウイスキーですが、「WHISKY」はスコットランドのスコッチをさし、KとYの間にEが入った「WHISKEY」は、アイルランドのお酒をさします。



今月のコラム

ゴールデンウィークも終わり、梅雨までのつかの間の新緑の爽やかな季節と思いきや、暑かったり肌寒かったり世の中の景気と同じで落ち着かない日々が続いています。定額給付金もなんとなくスキリしないままにETCによる高速道路料金の引き下げ、更には、省エネ家電を買うともらえるエコポイントもさっぱり仕組みがわかりません。そもそもETCが付いていない我が家のマイカーは蚊帳の外で、最近では、かえって遠出をしなくなっってしまったという不思議な世の中です。

そんな中、最近やけに頻繁に流れる宝くじのTVコマースャル。そうか、定額給付金を貯金しても利子も殆どつかないから、宝くじで夢を買いなさい！ということかもしれませぬね。万が一外れても国にお金が戻りますし・・・。

新型インフルエンザもちよつと騒ぎすぎのよう気がしますが、外から帰ったら手洗いうがいには忘れずに実行することが大切です。あとは、体調を整えて抵抗力をつけておけば感染のリスクも最小限になりますので、栄養バランスの取れた食事とお酒？（余計です）、それに十分な睡眠をとって元気に過ごしましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

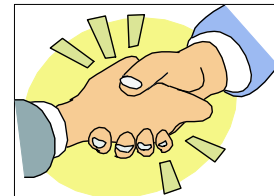
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

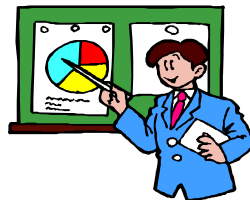
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



初夏の爽やかな季節
心も体もリフレッシュして
頑張りましょう。

